

## 基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進しています。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援しています。

### ①交通環境配慮行動の促進

自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進しています。

#### 1 エコ運搬制度の運用（Ⅱ-3-①-4 関係）

##### (1) エコ運搬制度

###### ア 制度の概要

エコ運搬制度とは、市内の荷主又は荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入及び廃棄物の運搬等の際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度であり、平成 21(2009)年 12 月に市条例の一部改正により創設し、平成 22(2010)年 4 月に施行しました。

###### イ 取組状況

貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる「指定荷主」又は「指定荷受人」に該当する事業所は、エコ運搬の実施に関する要請、要請書面の保存及び要請実施状況の報告の 3 点が義務付けられています。令和 5(2023)年度の実績報告については、指定荷主・指定荷受人に該当する 111 事業所において、16,131 件の要請が実施されました。

###### ウ 市役所の取組

市の事業に係る自動車からの窒素酸化物及び二酸化炭素排出量の削減並びに事業者のエコ運搬制度への取組を牽引できるよう、川崎市庁内エコ運搬制度実施方針を定め、平成 23(2011)年 4 月に施行し、庁内においてもエコ運搬を推進しています。

#### 2 エコドライブの普及促進（Ⅱ-3-①-5 関係）

##### (1) エコドライブの推進

エコドライブとは、穏やかにアクセルを踏んで発進するなどにより、自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減を目的とした環境配慮型運転のことであり、本市では講習会の開催など、エコドライブの普及啓発に取り組んでいます。

###### ア エコドライブ講習会

事業者、市民、関係団体、関係行政機関が連携して、総合的に自動車環境対策を推進する「かわさき自動車環境対策推進協議会」の協働事業として、各々の事業所内でエコドライブ推進役となり得る環境部門、車両運行管理部門等に携わる方を対象に、トラック向け

エコドライブ講習会を実施しています。

イ かわさきエコドライブ宣言登録制度

平成19(2007)年3月に「かわさきエコドライブ宣言登録制度」を設け、事業者等の自主的なエコドライブの取組を推進しています。令和6(2024)年3月末時点において、事業者等が2,726件、個人が8,539名登録しています。

**3 交通量・交通流対策の推進（Ⅱ-3-①-6 関係）**

(1) 事業者への行動変更に向けた普及啓発

迂回経路への誘導（環境ロードプライシング）や、沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報を行いました。

環境レーンについては、P.128（基本施策Ⅱ-2-②1(2)オ その他の取組）参照